

第四八回

参第一五号

住宅協同組合法（案）

目次

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 住宅協同組合

第一節 事業（第九条・第十条）

第二節 組合員（第十一条 第二十一条）

第三節 管理（第二十二条 第五十四条）

第四節 設立（第五十五条 第六十二条）

第五節 解散及び清算（第六十三条 第六十五条）

第三章 住宅協同組合中央会

第一節 事業（第六十六条）

第二節 会員（第六十七条 第七十条）

第三節 管理（第七十一条 第七十七条）

第四節 設立（第七十八条 第八十一条）

第五節 解散及び清算（第八十二条 第八十七条）

第四章 登記（第八十八条 第一百条）

第五章 雑則（第一百三条 第一百条）

第六章 罰則（第一百一十一条 第一百五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、勤労者が相互扶助の精神に基づき協同して住宅又は住宅の用に供する宅地を供給する事業を行なうために必要な組織について定め、もつて健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（組合基準）

第二条 住宅協同組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員の相互扶助を目的とすること。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- 四 住宅協同組合の剰余金を出資額に応じて割りもどす場合には、その限度が定められていること。

2 住宅協同組合及び住宅協同組合中央会は、その事業の運営については、政治的に中立

でなければならない。

(登記)

第三条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称)

第四条 住宅協同組合又は住宅協同組合中央会は、その名称中には、住宅協同組合又は住宅協同組合中央会という文字を用いなければならない。

2 住宅協同組合又は住宅協同組合中央会でない者は、その名称中に、住宅協同組合又は住宅協同組合中央会であることを示す文字を用いてはならない。

3 住宅協同組合又は住宅協同組合中央会は、その名称を使用することを他人に許諾してはならない。

(地区)

第五条 住宅協同組合は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2 住宅協同組合中央会は、全国を通じて一個とする。

(法人格)

第六条 住宅協同組合及び住宅協同組合中央会は、法人とする。

(住所)

第七条 住宅協同組合及び住宅協同組合中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八条 住宅協同組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用については、同法第二十四条各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第二章 住宅協同組合

第一節 事業

(最大奉仕の原則)

第九条 住宅協同組合（以下「組合」という。）は、その行なう事業によつて、その組合員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行なつてはならない。

(事業)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

- 一 組合員のための住宅の建設又は取得
- 二 組合員のための住宅の用に供する宅地の造成又は取得
- 三 組合員に対する住宅及び住宅の用に供する宅地の賃貸その他の管理及び譲渡
- 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五 組合が賃貸し、又は譲渡する住宅及び組合が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設され

る住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡

六 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業

七 組合員のための住宅又は住宅の用に供する宅地の売買、交換又は貸借の代理又は媒介

八 前各号の事業に附帯する事業

第二節 組合員

(組合員の資格)

第十一条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、法人は組合員となることができない。

一 組合の地区内に住所又は勤務地を有する者

二 組合の地区内に住所又は勤務地を有していた者で当該組合から住宅又は住宅の用に供する宅地の供給を受けたもの

三 組合の地区内に住所又は勤務地を有していた者で当該組合から住宅又は住宅の用に供する宅地の供給を受けることが適当と認められるもの

(出資)

第十二条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、かつ、均一でなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の四分の一をこえてはならない。

4 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(議決権及び選挙権)

第十三条 組合員は、その出資口数の多少にかかわらず、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十四条の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて、議決権及び選挙権を行なうことができる。この場合は、その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、これを出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(加入の自由)

第十四条 組合は、その組合員の数を制限することができない。

2 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

(加入)

第十五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を終わつた時に組合員となる。

第十六条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(自由脱退)

第十七条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(法定脱退)

第十八条 組合員は、次の理由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡
- 三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

- 一 出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員
- 二 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払いもどし)

第十九条 組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける組合財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第二十条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわない

ときは、時効によつて消滅する。

(払いもどしの停止)

第二十一条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払いもどしを停止することができる。

第三節 管理

(定款に記載すべき事項)

第二十二条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
 - 二 名称
 - 三 地区
 - 四 事務所の所在地
 - 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
 - 六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度
 - 七 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
 - 八 準備金の額及びその積立ての方法
 - 九 組合員の権利義務に関する規定
 - 十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定
 - 十一 事業年度
 - 十二 公告の方法
- 2 組合の定款には前項の事項のほか、組合の存立時期を定めたときは、その時期を記載しなければならない。

(規約)

第二十三条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

(役員)

第二十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

- 2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。
- 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
- 4 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員でなければならない。ただし、設立当時

- の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員になろうとする者でなければならない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。
 - 6 役員選挙は、無記名単記投票によつて行なう。
 - 7 投票は、一人につき一票とする。
 - 8 第六項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行なうことができる。
 - 9 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるかどうかを総会（設立当時の役員は、創立総会）にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。
 - 10 一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

（役員の変更の届出）

第二十五条 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

（役員の任期）

第二十六条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

- 2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事会）

第二十七条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第二十八条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとするができる。

（役員兼職禁止）

第二十九条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

（競業関係にある者の役員への就任禁止）

第三十条 組合の行なう事業と実質的に競争関係にある事業を営む者（法人である場合には、その役員）は、当該組合の理事又は監事になることができない。

（理事の自己契約）

第三十一条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

この場合は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条（自己契約）の規定を適用しない。

（理事の責任）

第三十二条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償

の責めに任ずる。

- 2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第三十四条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。
- 3 第一項の理事の責任については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百六十六条第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧等）

第三十三条 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。
 - 一 氏名及び住所
 - 二 加入の年月日
 - 三 出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日
- 3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等）

第三十四条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧等）

第三十五条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（役員改選の請求）

第三十六条 組合員は、総組合員の十分の一以上の連署をもつて、役員の変更を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

- 2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りではない。

- 3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- 4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 5 前項の場合については、第四十二条第二項及び第四十三条の規定を準用する。

(商法等の準用)

第三十七条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴え）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法第五十五条（代表権の委任）並びに商法第二百五十四条ノ二（取締役の義務）、第二百六十一条から第二百六十二条まで（会社代表）及び第二百七十二條（株主の差止請求権）の規定を、監事については、第三十二条並びに商法第二百七十四条（報告を求め調査をなす権限）及び第二百七十八条（取締役と監査役との連帯責任）の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）及び第二百六十条ノ三（取締役会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「住宅協同組合法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

(顧問)

第三十八条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参事及び会計主任)

第三十九条 組合は、理事会の決議により、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

- 2 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条（支配人）の規定を準用する。

第四十条 組合員は、総組合員の二十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任の請求をすることができる。

- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
- 3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。
- 4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二

項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の招集)

第四十一条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十二条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

第四十三条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者が不在の場合において、組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得たときも同様とする。

(総会招集の手続)

第四十四条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第四十五条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第四十六条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
- 四 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第五十七条第二項の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十七条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

4 総会においては、第四十四条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときはこの限りではない。

(特別の議決)

第四十八条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散
- 三 組合員の除名

(商法の準用)

第四十九条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「住宅協同組合法第四十四条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「住宅協同組合法第四十八条」と読み替えるものとする。

(総代会)

第五十条 組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

- 2 総代は、定款の定めるところにより、組合員のうちから、これを選挙する。
- 3 総代の定数は、少なくとも、二百人以上でなければならない。
- 4 総代の選挙については、第二十四条第六項及び第七項の規定を準用する。
- 5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。
- 6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十三条第二項中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員」とあるのは「組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「五人」と読み替えるものとする。
- 7 総代会においては、前項の規定にかかわらず総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く。)をし、又は第四十八条第二号の事項について議決することができない。

(準備金及び繰越金)

第五十一条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

- 2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。
- 3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。
- 4 組合は、第十条第六号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の割りもどし)

第五十二条 組合は、損失をてん補し、前条に定める金額を控除した後でなければ剰余金を割りもどしてはならない。

2 剰余金の割りもどしは、定款の定めるところにより、組合員の出資額に応ずるほか、これをなしてはならない。

3 組合が、剰余金の割りもどしをなすときは、年一割をこえてはならない。

(剰余金の払込充当)

第五十三条 組合は、組合員が期日の到来した出資の払込みを終わるまで、その組合員に割りもどすべき剰余金をその払込みに充てることができる。

(財務基準)

第五十四条 前三条に定めるもののほか、組合がその財務を適正に処理するために必要な事項は、政令で定める。

第四節 設立

(発起人)

第五十五条 組合を設立するには、その組合員になろうとする二十人以上の者が発起人となることを要する。

2 組合は、千人以上の組合員がなければ設立することができない。

(創立総会)

第五十六条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第十三条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「住宅協同組合法第五十六条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「住宅協同組合法第五十六条第五項」と読み替えるものとする。

(設立の認可)

第五十七条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければ

ならない。

2 行政庁は、次の各号の一に該当する場合を除き、前項の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

二 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが困難であると認められるとき。

(理事への事務の引継ぎ)

第五十八条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(出資第一回の払込み)

第五十九条 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

(成立の時期)

第六十条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)

第六十一条 組合は、成立の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

(商法の準用)

第六十二条 組合の設立については、商法第四百二十八条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

第五節 解散及び清算

(解散の理由)

第六十三条 組合は、次の理由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の破産

三 定款で定める存立時期の満了

四 第一百八条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人)

第六十四条 組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)

第六十五条 組合の解散及び清算については、商法第一百六条、第二百二十四条、第二百五条、第二百二十九条第二項及び第三項、第三十一条、第四百七条第二項、第四百十

八条から第四百二十四条まで、第四百二十六条並びに第四百二十七条（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五、第百三十六条、第百三十七条及び第百三十八条（法人の清算の監督）の規定を、組合の清算人については、第二十七条から第三十五条まで、第四十二条第二項及び第四十三条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四条ノ二（取締役の義務）、第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで（取締役会の招集）、第二百六十条ノ三から第二百六十一条ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで（取締役に対する訴え）、第二百七十二條（株主の差止請求権）及び第二百八十四条（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「住宅協同組合法第六十五条ニ於テ準用スル同法第三十四条第二項」と、同法第四百七条第二項中「前項」とあるのは「住宅協同組合法第六十四条」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ十分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第三章 住宅協同組合中央会

第一節 事業

（事業）

第六十六条 住宅協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、次の事業を行なうものとする。

- 一 組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡
 - 二 組合の監査
 - 三 組合に関する知識の普及及び情報の提供
 - 四 組合に関する調査及び研究
 - 五 前各号の事業のほか、組合の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 中央会は、その事業を行なうために必要があるときは、定款の定めるところにより、組合に対し、その業務若しくは会計に関する報告を求め、又は事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要な事項について指示することができる。

第二節 会員

（会員の資格）

第六十七条 中央会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 組合
- 二 勤労者の団体又はその連合団体であつて、定款で定めるもの
- 三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

(議決権及び選挙権)

第六十八条 会員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

- 2 会員は、定款の定めるところにより、第七十七条第四項において準用する第四十四条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。
- 3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第六十九条 中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

- 2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。

(準用)

第七十条 中央会の会員に関する事項については、第十四条、第十七条第一項及び第十八条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において、第十七条第一項中「九十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて」とあるのは「三十日前までに予告して、」と、第十八条第一項第二号中「死亡」とあるのは「解散」と読み替えるものとする。

第三節 管理

(定款)

第七十一条 中央会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 会員の加入及び脱退に関する規定
- 五 経費の分担に関する規定
- 六 役員の数及びその選挙に関する規定
- 七 事業年度
- 八 公告の方法

(規約)

第七十二条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 会員に関する規定
- 五 その他必要な事項

(役員)

第七十三条 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

(役員 の 職務)

第七十四条 会長は、中央会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、中央会の業務及び会計の状況を監査する。

(商法等 の 準用)

第七十五条 会長、理事及び監事については、第二十四条第三項及び第五項から第十項まで、第二十五条並びに第二十六条並びに商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）及び第二百五十四条ノ二（取締役の義務）の規定を、会長については、第三十一条、第三十三条及び第三十四条並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）及び第五十五条（代表権の委任）の規定を、監事については、第二十九条の規定を準用する。この場合において、第三十一条中「理事会」とあるのは「監事」と、第二十九条中「理事又は」とあるのは「会長、理事又は」と読み替えるものとする。

(顧問)

第七十六条 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時中央会の重要事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、中央会を代表することができない。

(総会)

第七十七条 会長は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 中央会の解散

三 会員の除名

4 総会については、第四十二条第二項、第四十三条から第四十五条まで、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十七条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、第四十二条第二項中「理事会」とあり、第四十三条中「理事」とあるのは「会長」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「住宅協同組合法第七十七条第四項ニ於テ準用スル同法第四十四条」と読み替えるものとする。

第四節 設立

(発起人)

第七十八条 中央会を設立するには、その会員になろうとする八以上の者が発起人となることを要する。この場合において、その発起人の過半数は組合でなければならない。

2 中央会は、二十五以上の組合が会員となるのでなければ、設立することができない。
(創立総会)

第七十九条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 創立総会については、第五十六条第二項から第五項まで及び第六十八条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「住宅協同組合法第七十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

(設立の認可)

第八十条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(準用)

第八十一条 設立については、第五十八条、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。

第五節 解散及び清算

(解散の理由)

第八十二条 中央会は、次の理由によつて解散する。

- 一 総会の決議
- 二 破産
- 三 第一百八条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人)

第八十三条 中央会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第八十四条 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限)

第八十五条 清算人は、中央会の債務を弁済した後でなければ、中央会の財産を分配することができない。

(決算の承認)

第八十六条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第八十七条 解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條(法人の清算の監督)の規定を、清算人については、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第四十二条第二項、第四十三条並びに第七十七条第一項及び第二項、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)並びに商法第二百五十四条第三項(会社と取締役との関係)及び第二百五十四条ノ二(取締役の義務)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「住宅協同組合法第八十三条」と、第三十一条中「理事会」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第四章 登記

(設立の登記)

第八十八条 組合は、第五十九条の規定による出資の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 組合の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所
- 五 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに出資の総口数及び払込済出資総額
- 六 存立時期を定めたときは、その時期
- 七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 八 数人が共同して組合を代表すべきことを定めたときは、その規定
- 九 公告の方法

3 中央会は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

4 中央会の設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 公告の方法

5 組合又は中央会は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、第二項又は前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第八十九条 組合又は中央会の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前条第二項又は第四項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管特区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所の移転の登記)

第九十条 組合又は中央会が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第八十八条第二項又は第四項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条第二項又は第四項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。

(変更の登記)

第九十一条 第八十八条第二項又は第四項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第八十八条第二項第五号の事項中出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすればよい。

(参事の登記)

第九十二条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行なうべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても同様とする。

(解散の登記)

第九十三条 組合又は中央会が解散したときは、破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第九十四条 組合又は中央会の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第九十五条 組合又は中央会の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、住宅協同組合登記簿又は住宅協同組合中央会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第九十六条 組合又は中央会の設立の登記の申請書には、組合にあつては定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第五十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面を、中央会にあつては定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

(事務所の新設等の登記の申請)

第九十七条 組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第八十八条第二項若しくは第四項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は同条第二項若しくは第四項の事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第九十八条 第九十三条の規定による組合又は中央会の解散の登記の申請書には、解散の理由を証する書面を添附しなければならない。

2 行政庁が組合又は中央会の解散を命じた場合における第九十三条の規定による解散の登記は、行政庁の囑託によつてする。

(清算終了の登記の申請)

第九十九条 組合又は中央会の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十五条において準用する商法第四百二十七条第一項又は第八十六条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(設立無効等の登記の手續)

第一百条 組合の設立を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合については、非訟事件手続法第一百三十五条ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)及び第一百四十条(囑託書の添附書面)の規定を準用する。

(登記事項の公告)

第一百一条 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

(商業登記法の準用)

第一百二条 組合又は中央会の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条(登記簿等及び登記手續の通則)、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一

項及び第三項（合名会社の登記）並びに第百七条から第百二十条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を、組合の登記については、同法第五十三条（支配人の登記）の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは「住宅協同組合法第八十八条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、中央会については、「住宅協同組合法第八十三条本文の規定による」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

（不服の申出）

第百三条 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると考える組合員又は会員は、文書をもつてその旨を行政庁に申し出ることができる。

2 行政庁は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置をとらなければならない。

（決算関係書類の提出）

第百四条 組合及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第百五条 行政庁は、毎年一回を限り、組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するため特に必要なものを徴することができる。

（業務又は会計状況の検査等）

第百六条 組合員又は会員が、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求したときは、行政庁は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、何時でも、その組合若しくは中央会からその業務若しくは会計に関し必要な報告を徴し、又はその組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、第十条第四号の事業を行なう組合の事業の健全な運営を確保するため必要と認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、第十条第四号の事業を行なう組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

（行政庁の監督上の命令）

第百七条 行政庁は、第十条第四号の事業を行なう組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、その事業に関し、定款若しくは規約の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

(法令等の違反に対する措置)

第百八条 行政庁は、第百六条第二項の規定により報告を徴し、若しくは同条の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、若しくは組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 行政庁は、組合又は中央会が前項の命令に違反したときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。

(弁明の機会の供与)

第百九条 行政庁は、前条第二項の規定による命令をしようとするときは、その組合又は中央会に対し、あらかじめ命令をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(所管行政庁)

第百十条 この法律中「行政庁」とあるのは、組合については主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とし、中央会については建設大臣とする。

第六章 罰則

第百十一条 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には適用しない。

第百十二条 第百六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合又は中央会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合又は中央会に対して同項の罰金刑を科する。

第百十三条 組合又は中央会が第百八条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事又はその中央会の会長は、一万円以下の罰金に処する。

第百十四条 次の場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。
- 二 この法律に定める登記を怠つたとき。
- 三 第十四条（第七十条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 四 第十八条二項（第七十条において準用する場合を含む。）第三十六条第四項又は第四十条第四項の規定に違反したとき。
- 五 第二十四条第五項（第七十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 六 第二十五条（第七十五条において準用する場合を含む。）又は第六十一条（第八十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 七 第二十九条（第六十五条、第七十五条又は第八十七条において準用する場合を含む。）又は第三十条（第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 八 第三十三条又は第三十四条（以上の各規定を第六十五条、第七十五条又は第八十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。
- 九 第三十五条（第六十五条において準用する場合を含む。）又は第三十七条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。
- 十 第三十七条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第六十五条において準用する商法第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。
- 十一 第四十一条又は第七十七条第一項の規定に違反したとき。
- 十二 第四十九条、第五十六条第六項、第七十七条第四項若しくは第七十九条第二項において準用する商法第二百四十四条、第三十七条若しくは第六十五条において準用する商法第二百六十条ノ三、第六十五条において準用する商法第四百十九条又は第八十四条の規定に違反して議事録若しくは財産日録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 十三 第五十一条又は第五十二条の規定に違反したとき。
- 十四 第六十五条において準用する商法第二百二十四条第三項又は第八十七条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。
- 十五 第六十五条において準用する商法第三十条又は第八十五条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。
- 十六 第六十五条において準用する商法第四百二十一条第一項又は第八十七条において

準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十七 第六十五条において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めるとき。

十八 第六十五条において準用する商法第四百二十三条の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十七条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債務の弁済をしたとき。

十九 第四百四条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十 第四百五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第四百七条の規定による命令に違反したとき。

第百十五条 第四条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 住宅協同組合法（昭和四十年法律第 号）による住宅協同組合（以下「住宅協同組合」という。）

第十八条中「住宅組合」の下に「又は同項第二号の二に該当する住宅協同組合」を加える。

第二十一条の三第三項第五号及び第六号中「住宅組合」の下に「又は住宅協同組合」を加える。

(労働金庫法の一部改正)

第三条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「消費生活協同組合」の下に「、住宅協同組合」を加える。

第十一条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 その労働金庫の地区内に事務所を有する住宅協同組合及び同中央会

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「塩業組合、」の下に「住宅協同組合、住宅協同組合中央会、」を、「塩業組合法、」の下に「住宅協同組合法、」を加え、同条第十号中「又八住宅組合」を「、住宅組合又八住宅協同組合」に、同条第十一号中「又八住宅組合員」を「、住宅組合員又八住宅協同組合員」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ八の次に次の一号を加える。

五ノ八ノ二 住宅協同組合中央会ノ発スル証書、帳簿

第五条第六号中「若八中小企業等協同組合」を「、中小企業等協同組合若八住宅協同組合」に改める。

（所得税法の一部改正）

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中宗教法人の項の次に次のように加える。

住宅協同組合	住宅協同組合法（昭和四十年法律第 号）
住宅協同組合中央会	

（法人税法の一部改正）

第七条 法人税法（昭和四十年法律三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中宗教法人の項の次のように加える。

住宅協同組合	住宅協同組合法（昭和四十年法律第 号）
住宅協同組合中央会	

（地方税法の一部改正）

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「中小企業団体中央会、」の下に「住宅協同組合中央会、」を加える。

第七十二条の五第一項第五号中「住宅組合、」の下に「住宅協同組合及び住宅協同組合中央会、」を加える。

第七十三条の七第十四号の次に次の一号を加える。

十五 住宅協同組合法（昭和四十年法律第 号）による住宅協同組合の組合員が住宅協同組合から不動産の譲渡を受ける場合における当該不動産の取得

第二百九十六条第一項第二号中「中小企業団体中央会、」の下に「住宅協同組合中央会、」を加える。

第三百四十八条第四項中「中小企業等協同組合法、」の下に「住宅協同組合法、」を加え、「及び中小企業団体中央会」を「、中小企業団体中央会及び住宅協同組合中央会」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

第九条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の五の次に次の一号を加える。

二十三の六 住宅協同組合法の施行に関する事務を管理すること。

第四条第七項中「同条第二十四号」を「同条第二十三号の六及び第二十四号」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号に次のように加える。

ホ 住宅協同組合法（昭和四十年法律第 号）

第二条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 住宅協同組合法の規定に基づいて設立された住宅協同組合中央会
（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正）

第十一条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「水産業協同組合、」の下に「住宅協同組合、」を加える。

理 由

最近における住宅の著しい不足に対処するため、勤労者が相互扶助の精神に基づき協同して住宅又は住宅の用に供する宅地の供給事業を行なうために必要な組織について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。